



# 消防本部予防課のお知らせ

## まずは住宅用火災警報器を設置しましょう！



成田市では条例で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

### 【設置場所】

- ・ 寝室
  - ・ 階段室（寝室が2階以上の場合）
- ※台所は義務ではありませんが、設置をお勧めします。

毎月1回は清掃・点検しましょう。

## 火災をいち早く知らせます！！

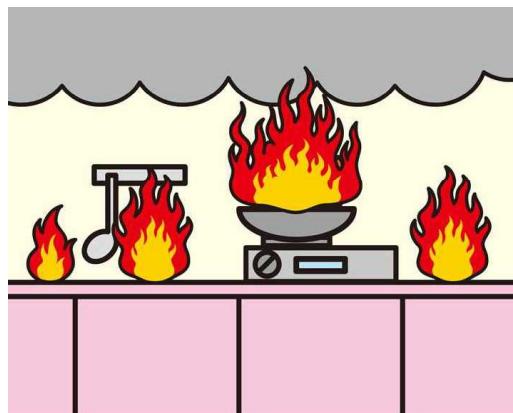
住宅用火災警報器の  
奏功事例を紹介します



鍋をガスコンロにかけたまま寝てしまい  
鍋が焦げ付き煙が発生しました。

煙を感じた住宅用火災警報器の警報音  
を聞いた近所の人が110番通報を実施。

駆け付けた警察官がコンロの火を消したことにより火災に至らなかったものです。



成田市消防本部では、令和4年度より住宅用火災警報器の設置状況把握のため各ご家庭を訪問しています。

お問い合わせ先

成田市消防本部予防課

TEL：0476-20-1591（午前8時30分～午後5時15分）

※土日・祝日・年末年始を除く、月曜日～金曜日